

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○医療法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療安全課）…

### 告 示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○森林法第八十九条の掲示（二件）……………（産業労働局農林水産部森林課）…

○急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）……………（建設局河川部指導調整課）…

### 公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…

## 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二百二十九号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（宿直医師免除承認申請書等）」に改め、同条第一項中「法第十六条ただし書」の下に「及び規則第九条の十五の二」を加え、「許可申請書」を「承認申請書」に改め、同条第二項中「法第十六条ただし書」の下に「及び規則第九条の十五の二」を加え、「許可を」を「承認を」に、「許可書」を「承認書」に改める。

別記第十八号様式中「宿直医師免除許可申請書」や「宿直医師免除承認申請書」に「第16条ただし書」や「第16条ただし書及び医療法施行規則第9条の15の2」を

4 宿直の医師を置かない理由	
5 宿直医師の業務をする医師の割合と当該病院との距離	
6 宿直医師の業務をする医師と当該病院との連絡方法	

を

4 理由	5 医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について
1 連絡体制	2 連絡を受ける医師の場所
3 医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	4 医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について
有無	有 無

に改める。

※1 入院患者の病状が悪化した場合に、連絡をする者、連絡を受ける医師、連絡方法について必ず記載すること。

※2 病院からの距離を示す等、病院に速やかに駆けつけることができる場所であることをわかるよう記載すること。

※3 「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合に、当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

別記第十九号様式中「許可書」や「承認書」に「第16条ただし書」や「第16条ただし書及び医療法施行規則第9条の15の2」を「許可する」や「承認する」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### ●東京都告示第千四百二十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成三十年十月三十日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社小山産業

(二) 代表者氏名 取締役 小山 政美

(三) 主たる事務所の所在地 日野市多摩平五丁目九番地の十六

(四) 免許証番号 東京都知事(14)第一六二六〇号

(五) 免許年月日 平成二十九年三月二十六日

一 日時 平成三十年十月三十日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社光和地所

(二) 代表者氏名 代表取締役 前島 弘和

(三) 主たる事務所の所在地 東村山市久米川町三丁目二十七番地三  
十六  
(四) 免許証番号 東京都知事(5)第七三五七八号  
(五) 免許年月日 平成二十六年一月五日

一 日時 平成三十年十月三十日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エスタシオン

(二) 代表者氏名 代表取締役 小野 千亞樹

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区代官山町三番十三号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八〇八五一号

(五) 免許年月日 平成二十九年六月十四日

#### ●東京都告示第千四百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

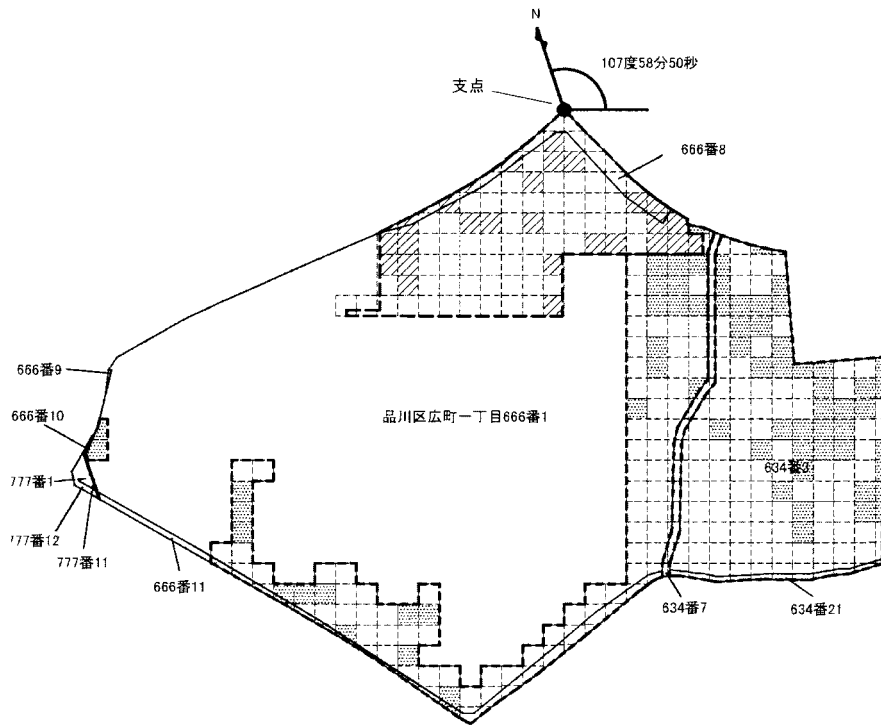
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区広町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 既往調査範囲
- 筆境界
- 単位区画

- 形質変更時要届出区域  
(平成24年東京都告示第863号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

【支点】

支点は、品川区広町一丁目666番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (107度58分50秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十六号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

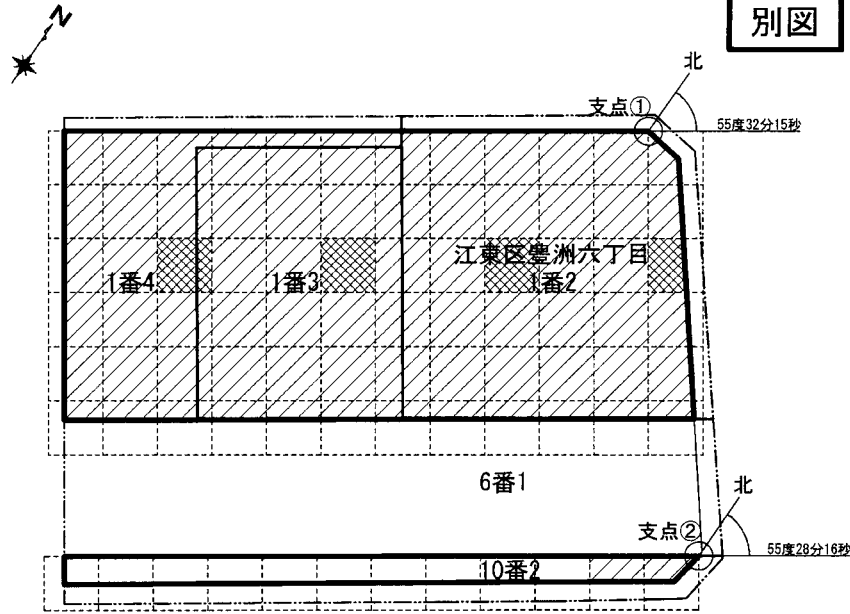
平成三十年十月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区豊洲六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - - - 敷地境界
  - 調査対象地
  - ▨ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1014号で指定した区域)
  - ▩ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

【支点】

支点① X座標-3643.5561 Y座標-39209.8308  
 支点② X座標-3586.6075 Y座標-39264.8630  
 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により世界測量地形座標計算によって作成した。

【支点①格子の回転角度(55度32分15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点②格子の回転角度(55度28分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市裏高尾町一四六五番二、一二六六番四	石川武	八王子市役所
八王子市上恩方町一六六〇番、一六六一番	小林常三郎	
八王子市上恩方町一六六二番	草木リン	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第千九百四十八号のとおり。

●東京都告示第千四百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市美山町七〇九番三	千勝正博 千勝正雅 千勝和夫 高野爽美 大道寺直文	八王子市役所
八王子市上恩方町三三〇一番、三三〇三番	檜本久義 檜本仙太郎 小島義晴 澤崎春義 尾寄欣一 尾崎敏幸	
八王子市上恩方町三三五番イ	内山幸永	
八王子市上恩方町三三五番ロ甲	内山幸永	
八王子市上恩方町三三六〇番二、三三六〇番三	佐藤保徳	
八王子市上恩方町三三七五番イ、三三七七五番ロ	草木リン	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第二千五百五十一号のとおり。

●東京都告示第千四百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成二十九年東京都告示第九百一十号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、平成三十年十月十五日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

八王子市高尾（2-2）地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱十七号、標柱十八号及び標柱二号を順次結んだ線並びに平成二十九年東京都告示第九百一十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに標柱十号、標柱十九号及び標柱二十号を順次結んだ線並びに平成二十九年東京都告示第九百一十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

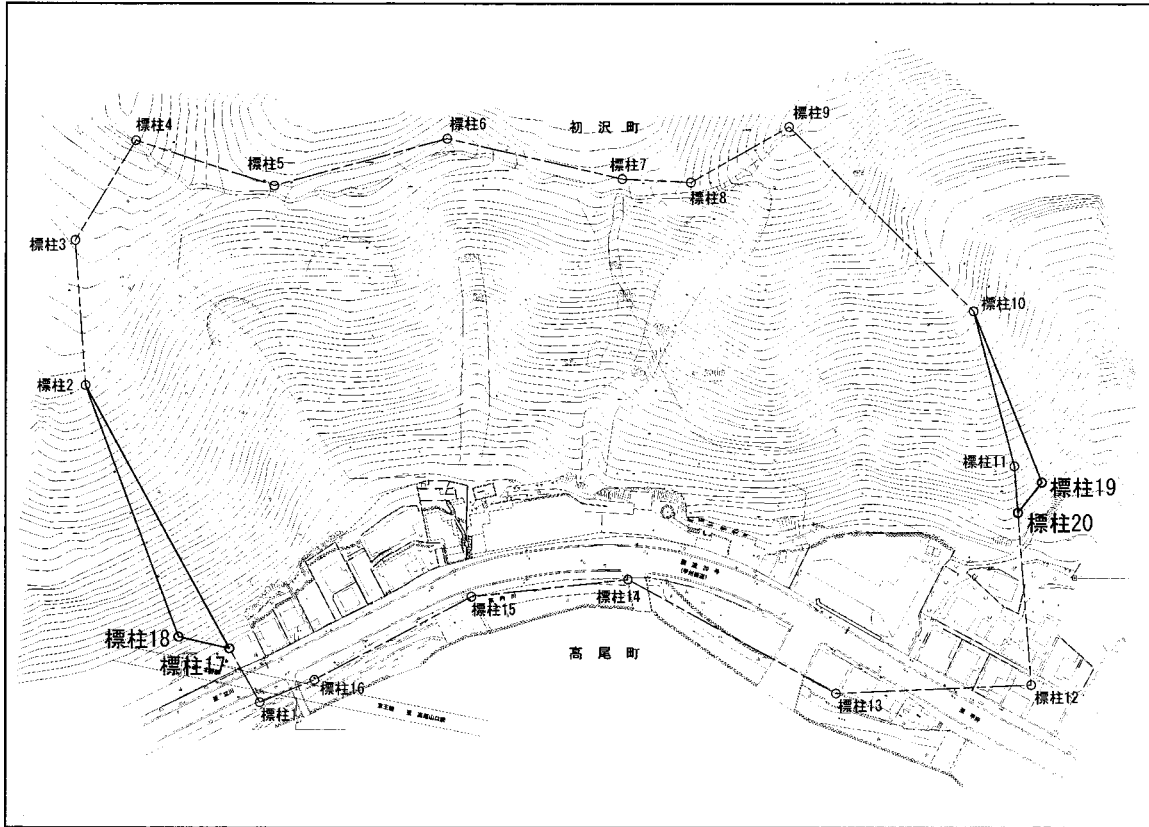
八王子市高尾町

一七七七番一 二号

- 一三三〇番 十号
- 一七八三番四 十七号
- 一七八三番一 十八号
- 一三〇九番 十九号及び二十号

別 図

八王子市高尾(2・2)地区 急傾斜地崩壊危険区域  
八王子市高尾町地内



●東京都告示第千四百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、平成三十年十月十五日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

八王子市初沢(3-4)地区

二 区域の範囲

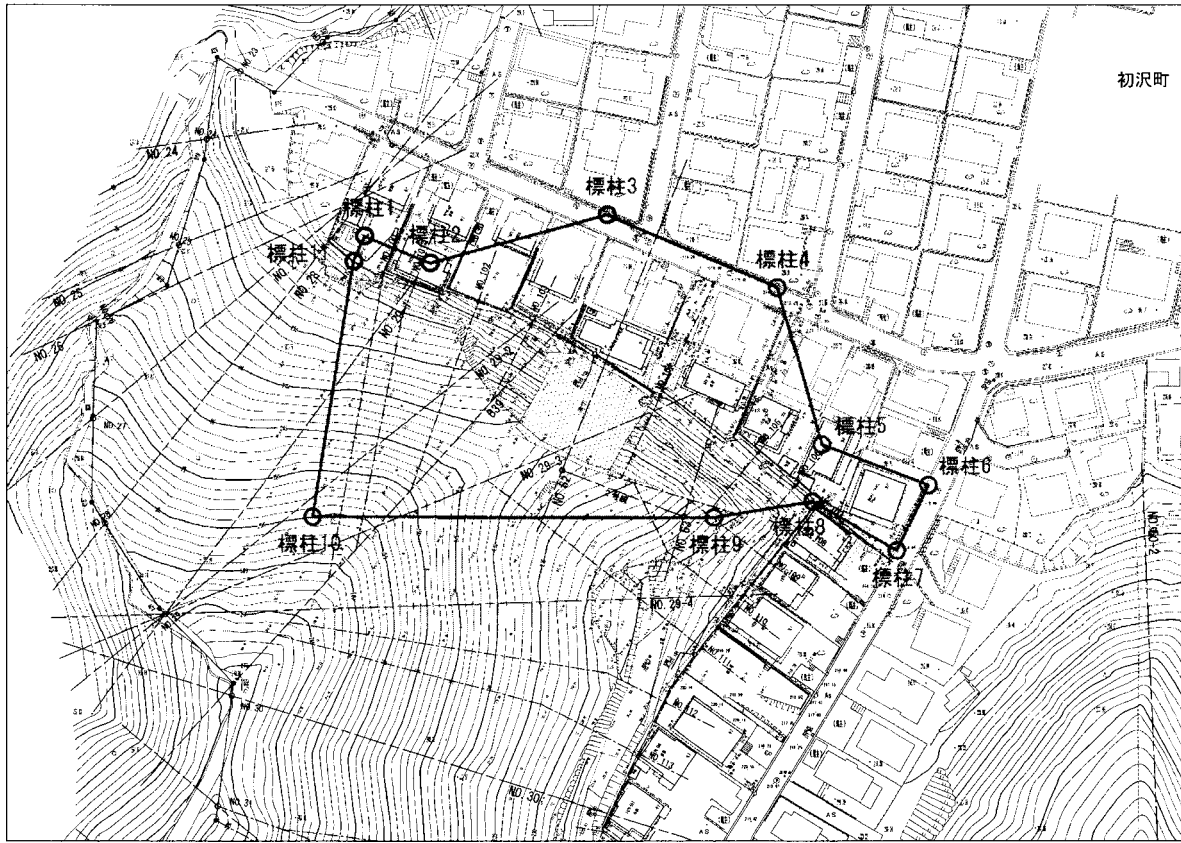
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号とを結んだ線に囲まれた土地の区域(別図のとおり)

八王子市初沢町

- 一四二九番八三 一号
- 一四二九番一〇六 二号
- 一四二九番一〇八地先道路敷 三号
- 一四二九番一九三地先道路敷 四号
- 一四二九番一九一 五号
- 一四二九番二六二 六号及び七号
- 一四二九番四〇 八号及び九号
- 一四二九番三三 十号及び十一号

別 図

八王子市初沢(3・4)地区 急傾斜地崩壊危険区域  
八王子市初沢町地内



### 公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四  
四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京  
都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特  
約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
------------	------------	---------------------	-------

EVO L	ジョン・フ	千代田区紀尾井町 四番一号	平成二十九年 十一月三十日
----------	-------	------------------	------------------

PAN  
J A  
株  
会社

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001